

○静岡市議会の運営等に関する規約

平成20年5月1日  
議会運営委員会決定

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、静岡市議会会議規則（平成15年静岡市議会規則第1号。以下「会議規則」という。）及び静岡市議会委員会条例（平成15年静岡市条例第320号。以下「委員会条例」という。）に定めるもののほか、静岡市議会（以下「議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 会派 議会の内部において組織される、会派結成届又は会派異動届を提出した議員の団体をいう。
- (2) 交渉団体 4人以上の所属議員を有する会派をいう。
- (3) 非交渉団体 交渉団体以外の会派をいう。
- (4) 総括質問 質疑と一般質問を合わせて行う質問をいう。
- (5) 質問者調整の議会運営委員会 総括質問で発言する議員の人数割に関する協議又は調整を行う議会運営委員会をいう。
- (6) 最終日前の議会運営委員会 会期最終日の運営方法を協議する議会運営委員会をいう。
- (7) 事務局長 議会事務局長をいう。
- (8) 事務局 議会事務局をいう。

第2章 本会議

第1節 会議の構成等

(議席)

第3条 議席は、会派ごとに割振ることとし、一般選挙後に第63条に規定する各会派代表者会議に諮って決定する。

- 2 議席を変更するときは、議会運営委員会に諮って決定する。
- 3 議席番号のうち42番は欠番とする。

(総括質問)

第4条 総括質問は全ての定例会で行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる議案については、総括質問では質問を行わないこととし、別に議案質疑のみを行う。

- (1) 一般選挙が行われる年（以下「改選期」という。）を除く2月定例会初日に提出される補正関係議案

- (2) 人事案件
- (3) 議会運営委員会で協議済みの議員提出議案
- (4) 法第179条の規定による専決処分の承認案件
- (5) 追加提出議案

#### 第2節 議案の提出等

(会派提案の意見書案、決議案の提出期限等)

第5条 意見書案又は決議案を提出する会派は、質問者調整の議会運営委員会開催日の前日の正午までに、意見書案又は決議案を文書で事務局へ提出しなければならない。

2 質問者調整の議会運営委員会における意見書案又は決議案の趣旨説明は、次に掲げる者が行うものとする。

- (1) 議会運営委員のいる会派は議会運営委員又はその代理者
- (2) 議会運営委員のいない会派は委員外議員

3 意見書案又は決議案を提出した会派は、提出者、文案及び送付先について、他の会派との調整を行う。

4 会派間の調整が終了し、結論の出た意見書案又は決議案は、最終日前の議会運営委員会開催日の前々日の正午までに事務局へ提出し、事務局は議員提出議案として調製したものを最終日前の議会運営委員会に報告する。

5 最終日前の議会運営委員会までに調整が終了しない意見書案又は決議案は、最終日前の議会運営委員会で再度協議し、議案の提出について、最終の結論を出す。

6 緊急を要する意見書案及び決議案は、直近の議会運営委員会で調整し、全会一致となるものは次の本会議に提出することができる。

(議員提出議案の提出期限等)

第6条 法第112条第1項の規定による議案を提出するときは、質問者調整の議会運営委員会開催日の前日の正午までに提出者、議案及び提案理由を調整し、調整の終了したものを事務局に提出する。

2 事務局へ提出された前項の議案は、質問者調整の議会運営委員会でその取扱いを協議するとともに、事務局で発議案に調製する。

3 事務局で調製した発議案のうち、前項の協議で委員会付託が決定したものは総括質問終了日の本会議に提出し、委員会付託を省略することと決定したものは最終日の本会議に提出する。

4 緊急を要する等の理由により第1項に定める提出日までに提出できない議案のうち、最終日前の議会運営委員会で調整した結果、全会一致となったものは、最終日の本会議に提出することができるものとする。

(全会一致となる議員提出議案)

第7条 議員提出議案のうち全会一致となるものは、議長及び副議長を含めた議員全員の発議

で提出する。

(委員会提出の議案)

第8条 委員が委員会に議案を提出するときは文書で提出する。この場合、委員長も議案を提出することができる。

- 2 委員提出議案のうち、委員会で全会一致により可決した議案は委員会提出議案として委員長が提出し、その他の議案は議員提出議案として賛成する議員が提出する。
- 3 前項の議案は、最終日前の議会運営委員会開催日の前日の正午までに文案及び理由を調整し、調整の終了したものを事務局に提出する。請願又は陳情の採択に伴い委員会が意見書案又は決議案を提出するときも同様とする。
- 4 事務局へ提出された前項の議案は、事務局で委員会提出議案又は議員提出議案に調製した後、最終日前の議会運営委員会で処理方法の協議を行う。

(修正動議の提出等)

第9条 本会議において修正動議を提出するときは、事前に各会派で提出者及び修正案の調整を行い、調整の終了したものを、最終日前の議会運営委員会開催日の前々日の正午までに事務局へ提出する。

- 2 事務局へ提出された修正動議は、事務局で議員提出議案に調製し、最終日前の議会運営委員会に報告する。
- 3 前2項に定めるもののほか、修正動議の提出、処理等については、議会運営委員会で協議する。

### 第3節 議事

(一括議題)

第10条 総括質問で行う案件は、全て一括議題とする。

- 2 総括質問の終了後に提出された案件は、当局提出の案件と議員提出の案件とに区分し、次に掲げる案件ごとに一括議題とする。

(1) 当局提出の案件

- ア 予算、決算及び条例等に関する案件
- イ 人事案件

(2) 議員提出の案件

- ア 全会一致の案件
- イ 全会一致以外の案件

- 3 委員会に付託した議案、請願は、一括議題とする。

(議員提出議案の提案理由、付託等)

第11条 委員会提出議案を含め、事前に全会一致となることが確認できた議員提出議案は、提案理由説明から討論までを省略する。

- 2 全会一致とならない議員提出議案は、提出者を代表する議員が提案理由の説明を行い、質

疑の後、所管の委員会に付託する。ただし、意見書案、決議案及び委員会提出議案は、委員会付託を省略する。

- 3 議会運営委員会の協議により委員会付託の省略が決定した議員提出議案のうち、全会一致とならないものは、最終日の本会議で提案理由説明から採決まで行う。
- 4 全会一致となる議員提出議案であっても、必要があるときは議会運営委員会での協議を経て、提案理由説明や起立表決を行うことができる。

(議案の付託)

第12条 条例案は、原則として分割付託はしない。ただし、手数料条例等複数の所管にまたがるもので、条例の制定改廃の内容が、明らかに該当する委員会ごとに分けられるものは、議会運営委員会での協議を経て分割付託をすることができる。

- 2 予算及び決算は所管の常任委員会へ分割付託をする。ただし、一般会計予算及び決算のうち、市債、人件費、一時借入金及び歳出予算の流用は総務委員会に付託する。
- 3 工事請負議案及び財産の取得に関する議案は所管の常任委員会に付託する。
- 4 機構改正により所管の変更が予定される議案の付託は、各常任委員会の所管の変更も考慮して、事前に議会運営委員会で協議する。
- 5 その他議案等の付託に関して必要な事項は、議会運営委員会で協議する。

(議会に関係する問題)

第13条 議会に直接関係する問題は、内部的に解決し、本会議では行わない。

#### 第4節 発言

(議員の発言等)

第14条 議員の発言は、原則として全て登壇して行う。ただし、一問一答方式により個人質問を行うときは、議長が定める場所で発言することができる。

- 2 議員が発言の許可を得るときは、議長に氏名を告げる。
- 3 質疑及び質問を行うに当たっては、議会基本条例第14条第1項の規定に基づき、質疑及び質問の論点を明確にし、市民に分かりやすい発言方法により行うよう努めなければならない。
- 4 動議又は議事進行に関する発言を求めるときは、発言の種類を明確にする。
- 5 口頭による動議の提出に当たり、この動議に賛成する議員は、動議提出者が自席に戻るまでに賛成の意思を表明する。

(議員の挨拶)

第15条 議長、副議長に当選した議員及び議長、副議長を辞職した議員は、選挙の後、登壇して就任又は辞職の挨拶を行う。

- 2 補欠選挙等で当選した議員は、当選後に開かれる本会議の冒頭に、登壇して当選の挨拶を行う。

(発言の取消し及び訂正)

第16条 議員の発言の取消し及び訂正は、その箇所を文書等にして事前に議会運営委員会に示

し、その文書等を議員に配付する。

2 議長は、本会議では文書等のおり削除又は訂正する旨を諮り、具体的な取消し又は訂正箇所には触れない。

3 説明員の発言の取消し等についても、議員と同様の取扱いとする。

(質疑の時期等)

第17条 2月定例会初日に提出される補正関係議案及び提出日に議決まで行う議案は質疑を行う。ただし、改選期の2月定例会初日に提出される補正関係議案は、新年度関係議案と合わせて総括質問の中で行う。

2 追加提出議案の質疑の取扱いは、事前に議会運営委員会で、実施する時期、方法等を協議し、決定する。

3 通告期間後に質疑の申し出があったときは、議会運営委員会で認められたときに限り質疑を行うことができる。

(関連質疑等)

第18条 質疑又は質問において、他の議員からの関連質疑又は関連質問は認めない。

(緊急質問)

第19条 緊急質問の実施は、事前に議会運営委員会で協議し、その決定に基づいて行う。

(質疑・討論等の発言回数及び時間)

第20条 質疑の発言回数は、同一議員につき同一議題（一括議題を含む。以下同じ。）について3回までとし、議員の発言時間は15分以内とする。

2 討論の発言時間は、同一議題ごとに1会派当たり15分以内とする。ただし、請願に対する討論は、同一議題に含まれるものであっても、別に1会派当たり15分以内で行うことができる。

3 緊急質問の発言回数は、同一議員につき3回までとし、議員の発言時間は30分以内とする。

(総括質問の種類等)

第21条 総括質問は代表質問と個人質問とする。

2 総括質問は、先に代表質問を行い、次に個人質問を行う。

3 総括質問を行う日数は3日間とする。ただし、新年度予算が提出される2月定例会と市長の所信表明が行われる定例会で代表質問を行うときは、その発言時間に配慮して日数を追加するものとする。

4 総括質問の発言回数は、一括質問一括答弁方式（分割質問を含む。以下同じ。）で行うときは3回まで、個人質問のうち一問一答方式で行うときは回数を制限しないものとする。

(代表質問)

第22条 代表質問は、交渉団体に限り行うものとし、所属議員数が多い交渉団体順に行う。

2 代表質問の割り当ては、各交渉団体1人とする。

3 所属議員数と同数の交渉団体が複数あるときの質問順は、通告者間での協議またはくじに

より決定する。

- 4 新年度予算が提出される2月定例会と市長の所信表明が行われる定例会で代表質問を行うときの発言時間は、質問のみで50分以内とする。
- 5 前項で規定する定例会以外の定例会で代表質問を行うときの発言時間は、質問のみで30分以内とし、各会派の持ち時間の範囲内で行う。

(個人質問)

第23条 個人質問は、一括質問一括答弁方式、一問一答方式を選択して行うことができ、質問通告の際に選択する。

- 2 一問一答方式で質問を行うときは、1回目の質問では通告した項目を一括して聞き、2回目以降は一問一答で行うものとする。
- 3 個人質問は通告順に行う。ただし、質問通告の受付開始後15分間と受付締切前15分間に通告した議員の質問順は、通告者間での協議またはくじにより決定する。
- 4 一括質問一括答弁方式で質問を行うときの発言時間は、質問のみで30分以内とする。
- 5 一問一答方式で質問を行うときは、質問と答弁の時間比率を1：1とし、答弁を含めた時間は50分以内とする。
- 6 個人質問は、各会派の持ち時間の範囲内で行う。

#### 第5節 通告

(発言通告)

第24条 発言通告書は、直接本人が作成し事務局に提出する。なお、発言通告書の加除及び訂正についても、同様とする。

- 2 発言通告書の内容は具体的に記入し、総括質問の通告では「市政全般」、「その他」等の抽象的な記入をしない。
- 3 代表質問を行う場合は、質問通告の受付開始後速やかに通告するものとする。
- 4 個人質問を行う場合は、発言通告書に記載の一括質問一括答弁と一問一答のいずれかを選択して通告する。
- 5 項目等の取り下げ、字句の整理等の軽易な変更を除き、通告期間が終了した後の発言通告書への項目等の追加又は訂正はできない。
- 6 発言通告書を一旦取り下げた後は、通告期間内であっても総括質問の発言通告書を再度提出することはできない。
- 7 質疑及び討論の発言通告書を一旦取り下げた後は、通告期間内であっても同一案件に対しては再度通告書を提出することはできない。

(質疑の通告期間)

第25条 2月定例会に提出される補正関係議案の質疑の通告は、招集告示日の翌日の午前9時から受け付け、議案説明会を開催した日から閉庁日を除いた3日後の正午に締め切る。なお、発言順序は通告順とする。

- 2 追加提出議案のうち、議案の具体的な内容が明らかで、議会運営委員会で議案説明会を省略することが決定した議案は、事前に質疑の通告を受けることができる。
- 3 提案の説明と質疑が同一日に行われる議案で、議会運営委員会で事前に通告期間を定める余裕がない議案の質疑は、議案説明会終了の10分後に通告を締め切る。
- 4 法第179条の規定による専決処分の承認案件にかかる議案の質疑の通告期間は、招集告示日の翌日の午前9時からこの議案を上程する日の前々日の午後5時までとする。
- 5 人事案件の質疑の通告期間は、議会運営委員会で略歴説明を受けた後からこの議案を上程する日の前々日の正午までとする。
- 6 議会運営委員会で協議済みの議員提出議案の質疑の通告期間は、議会運営委員会で決定する。

(総括質問の通告期間)

第26条 総括質問の通告は、招集告示日の翌日の午前9時から受け付け、議案説明会を開催した日から閉庁日を除いた4日後の正午に締め切る。ただし、2月定例会における通告期間は、別途、議会運営委員会で決定する。

(討論の通告期限)

第27条 委員会へ付託した案件の討論の通告は、最終日前の議会運営委員会開催日の前日の正午で締め切る。

- 2 2月定例会に提出される補正関係議案の討論の通告は、この議案の委員長報告を行う本会議の運営を協議する議会運営委員会開催日の前日の正午で締め切る。
- 3 法第179条の規定による専決処分の承認案件にかかる議案の討論の通告は、この議案を上程する日の前日の正午で締め切る。
- 4 人事案件の討論の通告は、この議案を上程する日の前々日の正午で締め切る。
- 5 議会運営委員会で協議済みの議員提出議案の討論の通告期限は、議会運営委員会で決定する。
- 6 前各項に掲げるもののほか、事前に討論の通告期限を定める必要があるときは、議会運営委員会で協議し、決定する。

#### 第6節 表決

(全会一致となる議案)

第28条 全会一致となる議案は、原則として簡易表決で行う。

(一括表決)

第29条 表決の結果が同一のものは一括して表決を行う。

- 2 委員会付託案件の表決は、原則として、反対のある議案を反対会派の多い順に起立表決で行い、最後に全会一致の議案を簡易表決で行う。

(即決案件及び措置)

第30条 次の議案は、委員会の付託を省略し、上程日に表決まで行う。

- (1) 人事案件
- (2) 議会運営委員会で協議済みの議員提出議案（意見書、決議、議会関係条例の改正など）
- (3) 法第179条の規定による専決処分の承認案件

第7節 その他の会議運営等

（諸般の報告）

第31条 次の事項は、議長が本会議で口頭報告を行う。

- (1) 法第180条の規定による専決処分
- (2) 定期監査の結果の提出、例月現金出納検査の結果の報告、出資団体の経営状況説明資料の提出その他法令で定める議会への報告又は提出事項
- (3) 全国議長会の勤続表彰等

2 地方公務員法第5条第2項の規定による人事委員会からの意見は、議長が口頭で報告するとともに、提出された意見文書の写しを議員に配付する。

（会議録署名議員の指名）

第32条 会議録署名議員は、会期ごとに3人を指名する。

- 2 会議録署名議員の指名は、会期初日の開議宣言後直ちに行う。
- 3 指名の順序は議席順とする。

（説明員の出席要求）

第33条 定例会の説明員の出席要求は、法第121条のとおりとする。

- 2 臨時会の説明員の出席要求は、市長と必要がある行政委員会の長に対して行う。

（障害を有する議員への対応）

第34条 障害を有する議員への対応は、議会運営委員会で協議して、議員の状況に応じて特例措置を設ける。

### 第3章 委員会

#### 第1節 委員会運営等

（開閉時間）

第35条 委員会の開閉時間は、原則として午前10時から午後5時までとする。ただし、付託案件等の状況を勘案し、必要があるときは開議時間の繰り上げまたは閉議時間の繰り下げを行うことができる。

- 2 委員会の開議時間の繰り上げ又は閉議時間の繰り下げを行うときは、あらかじめ委員長と副委員長とで延長する開閉時間を協議し、決定する。ただし、委員に異議があるときは委員会に諮って決定するものとする。

- 3 あらかじめ正副委員長で協議し、決定した延長する開閉時間は、事前に委員に周知する。

（出席する説明員）

第36条 委員会条例第23条（出席説明の要求）に規定する説明員の出席要求は、委員長の命を受けて事務局の委員会担当書記が該当する部局に対して口頭で行う。



- 2 委員会の審査及び調査に直接関係のない説明員は、委員長から特に要求がなければ、原則として出席を必要としない。

(審査方法等)

第37条 委員会の議案審査は、原則として一括議題として行う。

- 2 議案等の審査は、原則として部局（所管）ごとに議案、請願、陳情の順に行う。

(議案と請願、陳情の表決)

第38条 条例、予算の記載内容と同趣旨の請願、陳情があるときは、条例、予算の表決後に請願、陳情の表決を行う。

(発言の取消し及び訂正)

第39条 委員の発言の取消し及び訂正は、その箇所を文書等にし、委員長は委員会で文書等のおり削除又は訂正する旨を諮り、具体的な取消し又は訂正箇所に触れない。

- 2 説明員の発言の取消し等についても、委員と同様の取扱いとする。

(閉会中継続審査の手續及び所管事務関係資料の配付と調査)

第40条 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中継続審査の手續は、一般選挙後の臨時会で行う。

- 2 常任委員の改選後は、各部局のその年度の所管事務の概要を記した関係資料を全議員に配付する。

- 3 前項の規定により配付された資料に基づく所管事務の調査は、改選期に限って、各常任委員会で実施する。

(意見交換会)

第41条 議会基本条例第13条第2項の規定に基づき、特定の地域の住民に関係が深い事案等について当該地域において委員会を開催する際に、市民との意見交換（以下「意見交換会」という。）を行おうとするときは、委員会に準じて行うものとする。

- 2 意見交換会の実施に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(参考人等に対する謝金)

第42条 委員会は、法第100条第1項、委員会条例第64条及び第68条の規定に該当する者（以下「参考人等」という。）が委員会に出席したときは、必要に応じて静岡市証人等の実費弁償に関する条例（平成15年静岡市条例第45号）による実費弁償のほかに謝金の支払いをすることができる。

- 2 前項の規定による参考人等への謝金に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(委員会の傍聴)

第43条 委員長は、委員会室の状況を見て一般傍聴人の定員を増員するよう努める。

- 2 委員会の一般傍聴人の定員を増員するときは、委員長は委員と協議して決定する。

(委員会の運営等についての疑義)

第44条 委員会条例に定める委員会の運営等に対する疑義は、委員長が決定する。ただし、委

員から異議が述べられたときは、委員会に諮って決定する。

## 第2節 議会運営委員会

### (委員の選出)

第45条 議会運営委員会の委員は、交渉団体から選出し、議長は、この委員を議会運営委員として、本会議で指名する。

2 各交渉団体が選出する議会運営委員の人数は、所属議員数4人ごとに1人とする。

### (委員会への出席)

第46条 議長及び副議長は、議会運営委員会に出席するものとし、発言はできるが、表決には加われないものとする。

2 委員に事故があるときは、同一会派から委員の代理者として委員外議員を出席させることができ、その議員は、委員席に着く。

3 非交渉団体は、委員外議員を1人出席させることができる。

4 委員外議員は、委員会で発言はできるが、表決には加われないものとする。

### (当局の出席)

第47条 議会運営委員会への当局の出席は、必要の都度求める。

### (委員会の開催時期等)

第48条 議会運営委員会は、次の各号に掲げる時期に、それぞれに定める協議を行う。

(1) 招集告示日 定例会又は臨時会の日程、議案等の協議

(2) 総括質問の通告締切後 総括質問の人数割、請願及び陳情の付託先等の協議

(3) 委員会審査後 最終日の会議運営方法等の協議

2 前項第1号から第3号に定める開催日は、会議日程(予定表)に記載する。

3 第1項の規定にかかわらず、議長又は委員長が必要と認めるときは、議会運営委員会を開催する。

### (主な協議事項)

第49条 議会運営委員会では、法第109条第3項に定めるもののほか、次の事項を協議する。

(1) 緊急質問を行うときの会議運営等に関すること。

(2) 追加議案、請願及び陳情の委員会付託に関すること。

(3) 議案等の付託の特例に関すること。

(4) 定例会及び臨時会の日程に関すること。

(5) 任期途中の特別委員会の設置等を含む議会人事の調整に関すること。

2 議会運営委員会で決定するときは、原則として全会一致を目指す。

## 第4章 請願及び陳情

### 第1節 請願、陳情の提出、付託等

#### (請願、陳情の記載事項及び提出等)

第50条 陳情書の記載事項及び提出等は、会議規則第79条(請願書の記載事項等)第1項及び

第3項の規定を準用する。

- 2 6月、9月、11月及び改選期の2月の各定例会の会期中に審査する請願及び陳情は、質問者調整の議会運営委員会開催日の前々日の午後5時までに提出されたものとする。ただし、その後に提出されたもので緊急を要するものは、議会運営委員会で取扱いを決定する。
- 3 改選期を除く2月定例会の会期中に審査する請願及び陳情は、定例会初日の前々日の午後5時までに提出されたものとし、それ以降に提出された請願・陳情は、原則として次の定例会で審査する。ただし、当該定例会での審査が必要と思われる請願及び陳情が提出されたときは、質問者調整の議会運営委員会で取扱いを協議する。
- 4 議員は、請願者及び陳情者になってはならない。
- 5 請願書及び陳情書に添付する署名簿の署名者数は、提出時に請願者又は陳情者から示された数を尊重する。

(紹介議員)

第51条 議長及び副議長は、請願の紹介議員となることを遠慮する。

- 2 議員は、1人会派を除き、自己の所属する委員会にかかる請願の紹介議員になることは遠慮する。

(陳情文書表の作成及び配付)

第52条 陳情文書表の作成及び配付は、会議規則第80条（請願文書表の作成及び配付）の規定を準用する。

(撤回及び訂正)

第53条 請願、陳情の撤回及び訂正の申し出は、原則として付託委員会開催日の前日の午後5時までに行う。

- 2 請願を訂正するときは、本会議で委員会への付託宣告をする前は議長の許可を、付託宣告をした後は議会の承認を、それぞれ得なければならない。
- 3 陳情を撤回又は訂正するときは、付託委員会で議題となる前は議長の許可を、付託委員会で議題となった後は付託委員会の承認を、それぞれ得なければならない。

(委員会付託)

第54条 請願及び陳情は、質問者調整の議会運営委員会で付託先を決定し、所管の委員会に付託する。ただし、改選期を除く2月定例会においては、定例会初日の本会議終了後に議会運営委員会を開催し、付託先を決定する。

- 2 原則として、意見書の提出を求める請願及び陳情のうち所管が明らかなものは常任委員会に、所管の明らかでないもの及び外交防衛その他の国政に関するものは議会運営委員会に、それぞれ付託する。
- 3 請願は、本会議で議長が請願文書表のとおり付託する旨を宣告する。
- 4 陳情は、本会議で付託表の配付をもって委員会へ付託したものとする。
- 5 陳情の内容が2以上の委員会の所管に属する場合の扱いは、会議規則第82条（請願の委員

会付託) 第3項の規定を準用する。

(陳情の取扱い)

第55条 提出された陳情のうち、次のものは議長供覧のみとする。

- (1) 郵送により提出されたもの
- (2) 議会運営委員会で委員会付託することが適当でないと判断されたもの

2 1年以内に提出された陳情と同趣旨の陳情は、議会運営委員会で取扱いを協議する。

(要望書等)

第56条 要望書及び要望書に類するものは、議長供覧のみとする。

第2節 請願、陳情の審査等

(紹介議員の説明)

第57条 紹介議員から事前に趣旨説明の申し出があったときは、委員長は委員会に諮って決定する。

2 紹介議員が委員会で趣旨説明をするときは、委員会条例第65条(公述人の発言)及び第66条(委員と公述人の質疑)の規定を準用して行う。

(請願者又は陳情者の説明)

第58条 請願者又は陳情者から事前に趣旨説明の申し出があったときは、委員長は委員会に諮って決定する。

2 請願者又は陳情者が趣旨説明を行うときは、委員会条例第65条(公述人の発言)及び第66条(委員と公述人の質疑)の規定を準用して行う。

(委員会審査)

第59条 改選期を除く2月定例会における請願、陳情の審査は、原則として補正関係の議案審査を行う委員会で行う。ただし、新年度関係議案に直接関係する請願、陳情が提出されたときは、新年度関係の議案審査を行う委員会で、関係議案と一括して審査する。

2 委員会で紹介議員、請願者又は陳情者が説明を行う場合、請願又は陳情に係る傍聴の申し出があった場合は、付託議案に影響しない限り、議案審査に先立って請願又は陳情の審査をする。

(請願の審査結果の報告及び表決)

第60条 委員会は、請願の審査結果を議会運営委員会に報告し、審査した会期の最終日に上程して委員長報告から表決まで行う。

2 議長は、請願の審議結果を請願者に通知する。

(陳情の審査結果の報告及び処理経過等の請求)

第61条 委員会は、次の区分に基づく陳情の審査結果を作成し、議会運営委員会に報告する。

- (1) 採択とすべきもの
- (2) 一部採択とすべきもの
- (3) 不採択とすべきもの

(4) 文章表現的な結論（委員会が必要があると認めるときに限る）

(5) 継続審査

- 2 委員会は、陳情の審査結果に意見を付けることができる。
- 3 議長は、陳情の審査結果の一覧表を最終日に議員に配付する。
- 4 議長は、陳情の審査結果を陳情者及び市長に通知する。
- 5 採択又は一部採択と決定した陳情の市長等への送付、処理の経過等の請求は、委員会条例第70条（請願の審査報告）第3項及び会議規則第84条（請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求）の規定を準用する。

## 第5章 会派及び各会派代表者会議

### 第1節 会派

（会派の結成及び活動）

第62条 議員が会派を結成したとき又は会派の構成等に異動を生じたときは、会派の代表者は、会派の名称、所属する議員の氏名、代表者の氏名等を記載した次の届出書を議長に提出する。

(1) 会派を結成したときは会派結成届

(2) 会派の構成等に異動を生じたときは会派異動届

- 2 一般選挙後の議長が選出されていないときに会派を結成したとき又は結成した会派の構成等に異動を生じたときは、会派の代表者は事務局長に会派結成届又は会派異動届を提出する。
- 3 会派結成届、会派異動届は、議員の任期中、事務局で保管する。
- 4 会派は、政策立案及び政策提言のための調査研究に努めるとともに、政務活動費等の活用により会派に所属する議員の活動を支援する。

### 第2節 各会派代表者会議

（各会派代表者会議の構成等）

第63条 各会派代表者会議は、議長、副議長及び交渉団体の代表者で組織する。

- 2 各会派代表者会議は、議長が必要と認めたときに開催する。

（非交渉団体の議員の出席）

第64条 非交渉団体は、オブザーバーを出席させることができ、オブザーバーとして出席した議員もこの会議で発言できる。

（協議事項）

第65条 各会派代表者会議では、次の事項を協議する。

- (1) 各会派の連絡調整に関すること。
- (2) 任期開始から初市議会までの関係諸会議の開催等に関すること。
- (3) 一般選挙後の任期開始時又は委員の任期満了時における議会内の各役職者等の選考調整に関すること。
- (4) 閉会中の委員、委員長及び副委員長の議長の指名、議長が行う常任委員の所属変更における事前の選考調整に関すること。

(5) その他議長が必要と認めた事項

第6章 所信表明会

(所信表明の機会)

第66条 議会基本条例第12条第2項の趣旨に沿い、議長及び副議長の選出過程を明らかにするため、選挙に先立ち、立候補に際しての所信表明の場（以下「所信表明会」という。）を設置する。

2 所信表明会を行うに当たり、議長及び副議長選挙に立候補しようとする議員が所定の手続きにより意見表明の意思表示をしたときには、その議員に対して意見を述べる機会を与える。

(実施要領)

第67条 所信表明会の実施に関し必要な事項は、議長が別に定める。

第7章 非常時の対応

第1節 本会議

(休憩、延会)

第68条 議長は、非常事態により本会議を継続することが困難なときは、発言の途中でも直ちに休憩又は延会を宣告することができる。

(避難が必要となったときの対応)

第69条 議場からの避難が必要となり避難したときは、各会派の代表者は、所属議員全員の避難を確認し、事務局長へその旨を報告する。

2 その他、庁舎内からの避難が必要なときは、事務局の誘導に従う。

(議場が停電したときの対応)

第70条 本会議の会議中に停電が発生したときは、発言者は直ちに発言を中断する。

2 停電により発言者が発言を中断した後は、議長は、本会議の休憩又は延会を宣告することができる。

(本会議の再開等)

第71条 非常事態や停電により本会議を休憩したときは、再開時刻は議会運営委員会で協議する。ただし、議会運営委員会で協議ができないときは、議長は、各会派代表者の意見を聞いて決定する。

第2節 委員会

(休憩、散会)

第72条 委員長は、非常事態により委員会を継続することが困難なときは、発言の途中でも直ちに休憩又は散会を宣告することができる。

(避難が必要となったときの対応)

第73条 委員会室からの避難が必要となり避難したときは、委員長は、委員全員の避難を確認し、事務局長へその旨を報告する。

(委員会室が停電したときの対応)

第74条 委員会の会議中に停電が発生したときは、発言者は直ちに発言を中断する。

2 停電により発言者が発言を中断した後は、委員長は、委員会の休憩又は散会を宣告することができる。

(委員会の再開等)

第75条 非常事態や停電により委員会を休憩又は散会したときは、委員長は十分な時間的余裕をもって次の委員会の開議日時を定める。

## 第8章 補 則

(委任)

第76条 この規約に定めていない議会各会議の軽易な運営・運用・規律等に関し必要な事項は、議長が定める。

(疑義に対する措置)

第77条 この規約に関して、疑義が生じたとき、又は見直しが必要なときは、議長は議会運営委員会に諮って決定する。

2 前項の規定にかかわらず、一般選挙後の議長が選出されていないときに、この規約に関して、疑義が生じたとき、又は見直しが必要であると認められるときは、各会派代表者会議で協議し、決定する。

附 則

この規約は、平成20年5月1日から施行する。

附 則 (平成22年9月2日議会運営委員会決定)

この規約は、平成22年9月2日から施行し、改正後の第27条の規定は、平成22年10月19日から適用する。

附 則 (平成22年10月25日議会運営委員会決定)

この規約は、平成22年10月25日から施行する。

附 則 (平成22年11月18日議会運営委員会決定)

この規約は、平成22年11月18日から施行する。

附 則 (平成23年3月18日議会運営委員会決定)

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年2月9日議会運営委員会決定)

この規約は、平成24年2月9日から施行する。

附 則 (平成25年3月7日議会運営委員会決定)

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年4月9日各会派代表者会議決定)

この規約は、平成25年4月9日から施行する。

附 則 (平成26年6月2日議会運営委員会決定)

この規約は、平成26年6月2日から施行する。

静岡市議会の運営等に関する規約●210

附 則（平成27年11月12日議会運営委員会決定）  
この規約は、平成27年11月12日から施行する。

附 則（平成29年6月8日議会運営委員会決定）  
この規約は、平成29年7月11日から施行する。

附 則（令和3年10月13日議会運営委員会決定）  
この規約は、令和3年10月14日から施行する。

附 則（令和4年4月20日議会運営委員会決定）  
この規約は、令和4年4月20日から施行する。

附 則（令和5年4月20日議会運営委員会決定）  
この規約は、令和5年4月20日から施行する。